

財団法人 日本美術刀剣保存協会理事会議事要録概要

開催日時 平成二十四年三月十五日（木） 十三時～十三時五十五分

開催場所 当協会 一階会議室

出席者 会長代行専務理事 小野裕

常務理事 柴原勤 志塚徳行 福本富雄

理事 滝澤能直 菅原二善 藤中浩吉 諸橋泰 上條栄

中野秀哉 前田利則 新井康男 鷲谷政信 森弘次

山田晴比古

委任状提出者 秋田敏彰 計16名

陪席者 松永廣吉監事 杉山清監事 計2名

事務局 後藤事務局長 日高総務課長代理 野原会計課長代理 計3名

議題

第1号議案 平成24年度事業計画(案)と予算(案)について

第2号議案 平成24年度保存・特別保存・重要・特別重要審査員の選任について

第3号議案 基本財産の入れ替えについて

第4号議案 「評議員及び役員等の報酬等の支給基準並びに費用に

関する規程」の一部改正について

第5号議案 「博物館事業規程」の制定について

第6号議案 「基本財産等刀剣類の保管管理規程」の制定について

第7号議案 「協力団体に関する規程」の制定について

第8号議案 「伝位授与規程」の制定について

第9号議案 「刀剣等指導員規程」の制定について

第10号議案 「刀剣等指導補助員規程」の制定について

第11号議案 公益財団法人移行に伴う現行規程の承認について

第12号議案 定款変更案の附則の承認について

第13号議案 公益財団法人認定後の協力団体について

報告事項

(1) 新法人移行について

1 理事会成立の確認

小野会長代行専務理事から、本日は、理事16名中、出席者15名、委任状提出者1名で、寄附行為第30条に定める定足数を満たしていること、及び松永監事、杉山監事の出席の報告があった。

2 議長選出 寄附行為第25条により小野会長代りが議長を務める。

3 議事録署名人の選出 諸橋泰理事と山田晴比古理事が選任された。

4 議案審議

審議に先立ち、新法人移行に伴い柴原常務理事から、「会長の選任の緊急動議」が出され審議の結果、小野裕専務理事が会長に選任された。続けて小野会長から、柴原勤常務理事を専務理事に選任する動議が出され審議の結果、柴原勤常務理事が専務理事に選任された。更に小野会長は、常務理事は現行のまま志塚徳行・福本富雄両常務理事が留任することが提案され審議の結果承認された。

〔会長挨拶〕

この度公益財団法人の認定を受けられることになった。公益認定申請から一連の手続きについては後藤事務局長の功績は大である。今後の運営について、全員が力を合わせて協力を良くすることを目標に運営していきたい。更に無登録刀剣問題については一月三十日付で不起訴処分となった。等の話があり、今後の問題として次の三点について提示した。

① 審査について

「認定書」については、公益法人への組織改革を期に一線を引いた。保存・特保の審査料金を引き下げて重要・特重の審査料金を引き上げた。審査申請数が減少しているが、審査レベルの向上と役職員の意識改革が課題である。

② 博物館の機能改善に向けた建て替えの検討。

③ たたら事業の改善。刀以外の販路開拓について文化庁の指導を受け、和釘などへの利用も検討してたたら事業の収支の改善を図っていく。当面極く少量の玉鋼を桐の小箱に入れて販売することにした。

1 第1号議案 平成24年度事業計画(案)と予算(案)について
事業計画(案)については8項目について計画が示され審議の結果、承認された。

収支予算(案)については科目順に説明があり、審議の結果、原案通り承認された。(※第1号議案については本誌26～30ページに掲載)
2 第2号議案 平成24年度保存・特別保存・重要・特別重要審査員の選任について

「平成24年度重要・特別重要な審査員(案)」について、提案が採択され承認された。常務理事から、委嘱審査員について推薦があり、審議の結果、提案とともに承認された。

3 第3号議案 基本財産の入れ替えについて
基本財産と普通財産の整理をし、公益法人認定申請時に入れ替えをしたと説明し、審議の結果、原案通り承認された。

4 第4号議案「評議員及び役員等の報酬等の支給基準並びに費用に関する規程」の一部改正について

内閣府指導により変更したもので審議した結果、原案通り承認された。

5 第5号議案「博物館事業規程」の制定について
6 第6号議案「基本財産等刀剣類の保管管理規程」の制定について
7 第7号議案「協力団体に關する規程」の制定について

第5号～第7号議案は、事前に資料を郵送していたので、一括審議を提案した。

第5号議案は、館長は会長、副館長は専務理事がそれぞれ兼務する。
第6号議案は、無登録刀剣の問題があったことにより、収蔵庫の管理責任者を学芸部長とし、許可なく立ち入りができないようにした。また、刀剣等の出し入れなどの台帳等を作成して手続きを明確にした。

8 第8号議案「伝位授与規程」の制定について

9 第9号議案「刀剣等指導員規程」の制定について
10 第10号議案「刀剣等指導補助員規程」の制定について

第8～10号議案は関連があり、一括審議となった。
主な改正点は

・伝位は、初伝位、中伝位、奥伝位待遇、奥伝位の四段階に分かれている。
・伝位取得についてペーパーテストを導入すること。審査内容については伝位授与規程第8条を参照する。

・中伝位以上は協会においてテストを行う。旅費は自己負担となる。
・中伝位以上は協会の「刀剣等指導員」、初伝位は「刀剣等指導補助員」として登録承認を受けて支部鑑賞会等の講師又は講師の補助者の資格を持つことができる。

・奥伝位待遇以上は協会の審査員の資格が認められる他、刀剣博物館の展示解説等ができる。

以上審議の結果、原案通り承認された。

11 第11号議案 公益財団法人移行に伴う現行規程の承認について
12 第12号議案 定款変更案の附則の承認について

新法人移行後も使用する規程について原案通り承認された。
公益法人認定申請時に定款変更案附則に会長及び執行役員等を明確にする必要が生じたため、同附則の3の変更について改めて承認が必要であることを述べ審議の結果、原案通り承認された。

13 第13号議案 公益財団法人認定後の協力団体について

協力団体の事業共催助成金支給概要を説明して、審議した結果、原案通り承認された。(※この文書は本誌3ページに掲載)

報告事項

新法人移行について後藤事務局長が次の通り報告した。

三月二日に公益等認定委員会から「認定相当」の答申が出た。三月二十一日に認定書が交付される。四月一日の登記を経て「公益財団法人日本美術刀剣保存協会」として活動することになる。なお、財団法人日本美術刀剣保存協会は三月三十一日をもって解散となる。

閉会

議長より、本日の理事会を終了した旨の発言があり閉会した。
※協力団体に関する規程「刀剣等指導員規程」「刀剣等指導補助員規程」「伝位授与規程」については協会ホームページに掲載しております。

本誌でも随時掲載して参ります。